

福岡県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の市町村等の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「補助対象事業者」という。）が行う水道施設の耐震化の取組並びに老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とした事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助対象事業者が行う次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 水道施設等耐震化事業

水道施設の耐震化に関する事業

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業の広域化に関する事業

(3) 官民連携等基盤強化推進事業

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等に関する事業

(4) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

IoT技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業

2 前項に定める補助対象事業の内容、補助率及び交付額の算定方法等は、厚生労働省が定める生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱及び取扱要領によるものとする。

(整備計画の提出等)

第3条 この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、知事が別に定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した知事が別に定める様式による生活基盤施設耐震化等整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、これを知事に提出するものとする。

なお、第2条第1項(2)の事業のうち水道事業運営基盤強化推進事業について、この補助金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める様式による広域化計画を作成し、整備計画に添付し提出するものとする。

(1) 計画の名称

(2) 計画の目標

(3) 計画の期間

(4) 計画の目標を達成するために必要な補助対象事業

(5) 計画の期間における補助対象事業の全体事業費

(6) 補助対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

(7) その他必要な事項

(交付申請手続)

第4条 補助対象事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 前条による交付決定を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 前条による交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業状況報告書(様式第3号)に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、当該年度の1月31日までに事業状況報告書(様式第3号)を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。
- (4) 福岡県補助金等交付規則第20条(補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。一 不動産及びその従物 二 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物)に規定する知事が定める期間は、補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- (5) 福岡県補助金等交付規則第20条に規定する知事の定める財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものとする。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、第4条第2項ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第9条第2項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。

- (9) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第5号）による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付決定前着手届）

第7条 事業の効果的な実施を図る上で、補助事業者が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、事前に知事と協議の上、変更交付申請書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。（ただし、知事が別に定める軽微な変更を除く。）

- (1) 補助金の交付額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 知事は、前項に定める承認をするときは、変更交付決定通知書（様式第8号）により、

補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、実績報告書(様式第9号)に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第6条(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が定める日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに年度終了実績報告書(様式第10号)を、知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の実績報告書が提出された場合において、当該実績報告書を審査し、補助金の交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書(様式第12号)により、知事に対し、精算払請求を行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により概算払請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の一部又は全部について概算払をするものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。